

◎ 流出事故時の通報内容・通報先

★ 通報内容

事業場名、所在地、電話番号、発生(発見)日時、流出物(含有物質)
推定流出量、現在の状況 等

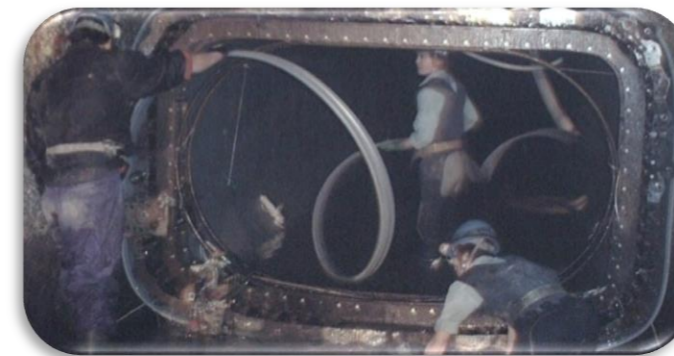
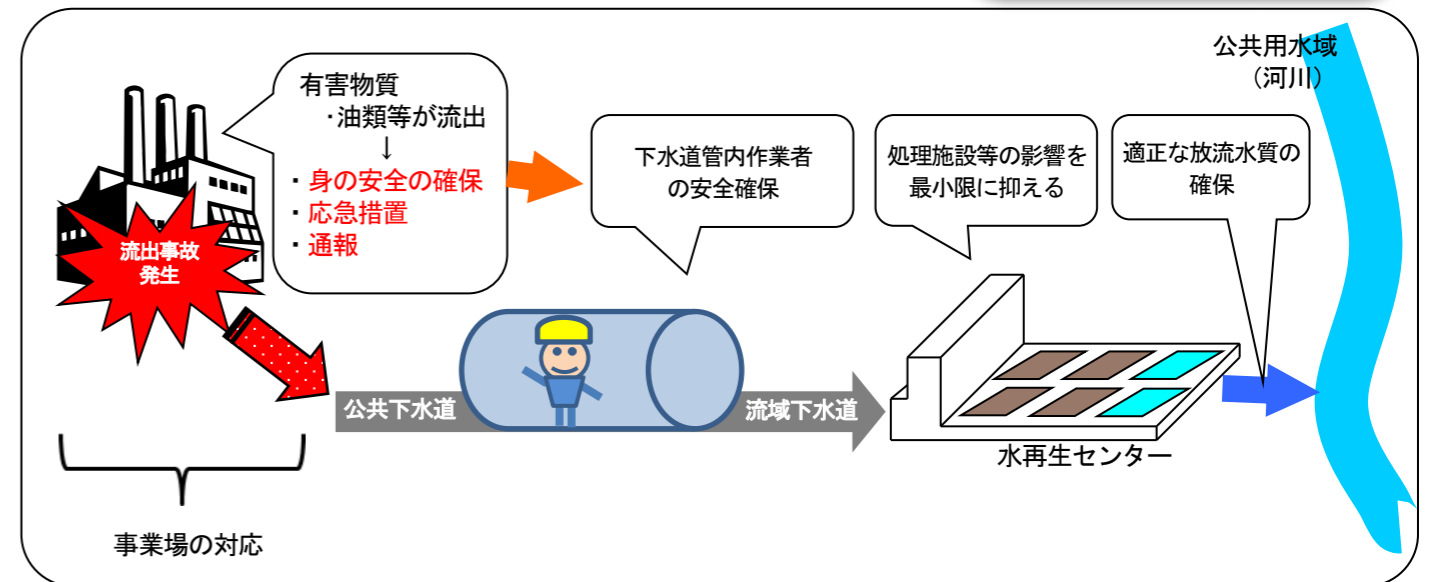
★ 通報先

	市町村	担当部署	電話番号
あ行	昭島市	都市整備部 下水道課 管理係	042-544-5111
	あきる野市	都市整備部 管理課 下水道係	042-558-1111
	稲城市	都市環境整備部 下水道課 施設管理係	042-378-2111
	青梅市	環境部 下水道課 排水設備係	0428-22-1111
	奥多摩町	環境整備課 環境係	0428-83-2111
か行	清瀬市	都市整備部 下水道課 施設計画係	042-492-5111
	国立市	都市整備部 下水道課 業務係	042-576-2111
	小金井市	環境部 下水道課 業務設備係	042-383-1111
	国分寺市	建設環境部 下水道課 下水道係	042-325-0111
	小平市	環境部 下水道課 設備維持担当	042-341-1211
た行	狛江市	環境部 下水道課 事業経営係	03-3430-1111
	立川市	環境下水道部 下水道管理課 排水設備係	042-523-2111
	多摩市	下水道課 業務係	042-375-8111
	調布市	環境部 下水道課 管理係	042-481-7111
	な行	西東京市	都市基盤部 下水道課 施設管理係
は行	八王子市	水循環部 水再生施設課	042-642-1500
	羽村市	上下水道部 上下水道設備課 工務係	042-554-2269
	東久留米市	都市建設部 施設建設課 下水道施設担当	042-470-7777
	東村山市	まちづくり部 下水道課 施設係	042-393-5111
	東大和市	まちづくり部 下水道課 庶務係	042-563-2111
ひ行	日野市	環境共生部 下水道課 普及係	042-585-1111
	日の出町	まちづくり課 下水道係	042-597-0511
	檜原村	産業環境課 生活環境係	042-598-1011
	府中市	都市整備部 下水道課 排水設備担当	042-364-4111
	福生市	都市建設部 道路下水道課 下水道グループ	042-551-1511
ま行	町田市	下水道部 水再生センター 水質係	042-720-1824
	瑞穂町	都市整備部 下水道課 工務係	042-557-0501
	三鷹市	都市整備部 水再生課 下水道維持係	0422-45-1151
	武蔵野市	環境部 下水道課 施設管理係	0422-51-5131
	武蔵村山市	都市整備部 道路下水道課 下水道係	042-565-1111

流出事故が発生してしまったら すぐに通報を!!

一刻も早い通報により、
下水道管内作業者の身の安全・下水道施設・自然環境
を守ることができます。

きれいな水環境



下水道管内の作業



水再生センターと微生物(右上)

◎ 通報が必要となる『事故』とは？

特定事業場^(注)は、流出事故発生時の対応が下水道法により義務づけられています(下欄を参照)。
発生原因を問わず「特定事業場から有害物質又は油類(下表)を含む排水が公共下水道に流出した場合」は通報が必要になります。

(例:火災や停電等による除害施設等の機能停止、貯蔵タンクや配管等の破損、従業員の操作ミス)
なお、特定事業場でない事業場についても、特定事業場と同様、市町村の下水道担当部署に通報をお願いします。

注) 特定事業場：水質汚濁防止法に規定する特定施設及びダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設を設置している事業場

下水道法で定める事故

- 対象は特定事業場です(法第12条の9)。
- 政令で規定する物質等(下表)が公共下水道に流出する事故が発生したときは、直ちに応急の措置を講じ、速やかにその事故の状況、講じた措置の概要を公共下水道管理者(市町村の下水道担当部署)に届出なければなりません。(法第12条の9第1項)
- 適切な応急の措置が講じられていない場合は、公共下水道管理者は応急の措置を構ずべきことを命ずることができます。(法第12条の9第2項)
- 上記の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。(法第46条第1項)

<事故時の措置対象物質及び油類>

対 象 物 質			油 類
カドミウム	テトラクロロエチレン	シマジン	原油
シアン	ジクロロメタン	チオベンカルブ	重油
有機燐	四塩化炭素	ベンゼン	潤滑油
鉛	1,2-ジクロロエタン	セレン	軽油
六価クロム	1,1-ジクロロエチレン	ほう素	灯油
砒素	1,2-ジクロロエチレン	ふっ素	揮発油
総水銀	1,1,1-トリクロロエタン	アンモニア・硝酸・亜硝酸	動植物油
アルキル水銀	1,1,2-トリクロロエタン	塩化ビニルモノマー	
ポリ塩化ビフェニル	1,3-ジクロロプロペン	1,4-ジオキサン	
トリクロロエチレン	チウラム	ダイオキシン類	

※上表以外でも、強酸などの下水道に影響がある排水が流出した場合には、市町村の下水道担当部署に通報してください。

◎ 流出事故発生時の対応

施設から有害物質・油類等が流出してしまったら、次のように行動するとともに、速やかに市町村の下水道担当部署へ通報してください。

- ☆ 自らの身の安全の確保
- ☆ 施設・作業の停止等による被害拡大防止
(停止することにより、被害が拡大する場合は除く)
- ☆ 関係者や事故の影響が及ぶおそれがある人たちへの通報・連絡※

※「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」、「消防法」、「毒物及び劇物取締法」、「水質汚濁防止法」等に基づく事故時の通報が必要な場合があります。

シアンを使用している事業者の方へ

シアンが流出すると、猛毒のシアン化水素ガスが発生することがあり、大変危険です。
下水道管内で作業を行っていることもありますので、必ず通報をお願いします。

なお、水質管理責任者は、市町村の下水道条例で「施設の事故及び緊急時の措置に関すること」が職務として定められています。

< 事故事例 >

①東日本大震災によりめっき液が下水道へ流出

激しい揺れにより複数の事業場から高濃度のシアン、六価クロムを含むめっき液などが下水道に流出した。シアンを含むめっき液、塩酸の同時流出により、シアン化水素ガスが発生した事業場もあった。その後の対策として、土のうや吸着マットの常備、めっき槽の液面を下げるなどの対応を行った。

②水道水の漏洩によりシアン含有廃水が下水道に流出

夜間に水道水が漏洩して、シアン系廃水貯槽に流入。その後、貯槽からオーバーフローして下水道に流出した。朝出勤した従業員が下水道事務所(東京23区)に連絡したため、すぐに水再生センターで対応準備を行うことができ、水処理施設、センター放流水への影響はなかった。

★ 日頃からの事故への備え

- 被害拡大防止のための設備・資材を常備
- 使用薬品の性状確認(SDS[安全データシート]による)、連絡体制の整備、事故対応マニュアルの作成、防災訓練の実施など

<被害拡大防止対策の例>



土のう(写真)、吸着マットなどの常備



薬品タンクに防液堤を設置